

富山市サービス付き高齢者向け住宅事業事務取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）によるサービス付き高齢者向け住宅事業の登録に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めることにより、事務の円滑な実施に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要領における用語の意義は、法及び国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号。以下「共同省令」という。）で使用する用語の例による。

（登録の申請）

第3条 法第5条第1項の規定によるサービス付き高齢者向け住宅の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として建築基準法（昭和25年法律第201号。）第6条の規定による建築確認の申請前に、登録に必要な主な審査項目等について市に事前の相談を行うものとする。

2 申請者は、法第6条第1項の規定による登録の申請は、共同省令第4条に定める申請書により行うものとする。

3 前項の申請書には、共同省令第7条各号に定める書類を添付しなければならない。

4 共同省令第7条第6号に定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

（1）住宅の位置を表示した付近見取図

（2）住宅及びその敷地又は当該敷地に隣接する土地に存する高齢者居宅生活支援施設のそれぞれの敷地内における位置を表示した図面

（3）サービス付き高齢者向け住宅の共用部分（入居者が専有する居室等以外の部分）のうち、専ら入居者が共同で利用する居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分（以下「共同利用部分」という。）の面積を居室の面積に算入する場合は、共同利用部分を表示し面積を記載した平面図及び面積表

（4）加齢対応構造等に関するチェックリスト（別紙2①又は別紙2②）

（5）サービス付き高齢者向け住宅の入居契約の登録基準適合性に関するチェックリスト（別紙4）

- (6) 入居契約締結前に交付して説明する登録事項等を記載した書面の文案
- (7) 特定施設入居者生活介護を導入する場合にあっては、運営事業者の選定結果通知書の写し
- (8) 地域密着型サービスを導入する場合にあっては、選定結果通知書の写し
- (9) 共同省令第11条第1号に該当することが確認できる、次のいずれかに掲げる書類
 - ア 共同省令第11条第1号イに該当する場合にあっては、職員に係る雇用契約書の写しなど従事者との雇用関係等を確認できる書類
 - イ 共同省令第11条第1号ロに該当する場合にあっては、医師、看護師、介護福祉士、社会福祉士及び介護保険法第7条第5項に規定する介護支援専門員の資格を有することを証する書類の写し
- (10) 建築基準法第7条又は第7条の2に基づく検査済証の写し、又は建物登記事項証明書（ただし、新築等の場合にあっては、同法第6条又は第6条の2に基づく確認済証の写し）
- (11) 申請者がサービス付き高齢者向け住宅の土地又は建物を所有しない場合にあっては、これらの所有及び賃貸借等を証する書類
- (12) サービス付き高齢者向け住宅事業事前協議報告書（様式第1号）
- (13) その他市長が必要と認める書類

5 法第5条第2項の規定によるサービス付き高齢者向け住宅の登録の更新を受けようとする者は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失う。

6 第2項の規定は、前項の規定による登録の更新について準用する。

（登録の基準）

第4条 共同省令第8条に規定する居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分が高齢者が共同して利用するための十分な面積を有する場合又は同省令第9条に規定する共用部分に共同して利用するための適切な台所、収納設備又は浴室を備えることにより、各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、別表第1に定めるサービス付き高齢者向け住宅における共同して利用する部分の規模及び構造設備の運用指針に適合するものとする。

（登録の通知）

第5条 法第7条第3項の規定による通知は、サービス付き高齢者向け住宅事業登録通知書（様式第2号）により行うものとする。

（登録の基準に適合しない旨の通知）

第 6 条 法第 7 条第 4 項の規定による通知は、サービス付き高齢者向け住宅事業登録基準不適合通知書（様式第 3 号）により行うものとする。

（登録の拒否）

第 7 条 法第 8 条第 2 項の規定による通知は、サービス付き高齢者向け住宅事業登録拒否通知書（様式第 4 号）により行うものとする。

（登録簿の閲覧）

第 8 条 法第 6 条第 1 項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第 7 条第 2 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅登録簿に代えることができる。この場合において、法第 10 条の規定による閲覧は、当該ファイルまたは磁気ディスクに記録されている事項を紙面又は入出力装置の映像面に表示する方法で行うものとする。

2 前項に定める登録簿の閲覧時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとし、休所日は、富山市の休日を定める条例（平成 17 年 4 月 1 日条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日とする。

（登録事項等の変更）

第 9 条 第 5 条の規定により登録を受けた者（以下「登録事業者」という。）は、法第 9 条第 1 項の規定による登録事項等の変更があったときは、その日から 30 日以内に、サービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録事項等の変更届出書（共同省令別記様式第 2 号）及び共同省令第 16 条第 2 項に定める添付書類により、市長に届け出なければならない。

（地位の承継）

第 10 条 法第 11 条第 3 項の規定による届出は、サービス付き高齢者向け住宅事業登録事業者地位承継届出書（様式第 5 号）により行うものとする。

（廃業等の届出）

第 11 条 法第 12 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出は、サービス付き高齢者向け住宅事業廃業等届出書（様式第 6 号）により行うものとする。

（登録の抹消）

第 12 条 法第 13 条第 1 項第 1 号の規定による申請は、登録事業登録抹消申請書（様式第 7 号）により行うものとする。

（定期報告）

第 13 条 登録事業者又は登録事業者から登録住宅の管理若しくは高齢者生活支援サービスの提供を委託された者は、毎年 7 月 1 日時点の登録事業に係る管理の状況について、毎年 7 月末日までにサービス付き高齢者向け住宅事業定期報告書（様式第 8 号）により市長に報告しなければならない。

（身分証明書）

第 14 条 法第 24 条第 3 項に規定する身分を示す証明書は、富山市職員服務規程（平成 17 年 4 月 1 日訓令第 11 号）第 4 条に規定する身分証明書とする。

（是正等の指示）

第 15 条 法第 25 条の規定による指示は、サービス付き高齢者向け住宅事業指示書（様式第 9 号）により、行うものとする。

（登録の取消し）

第 16 条 法第 26 条第 3 項の規定による通知は、サービス付き高齢者向け住宅事業登録取消通知書（様式第 10 号）により行うものとする。

（その他）

第 17 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に登録を受けた住宅の登録の基準については、なお従前の例による。

サービス付き高齢者向け住宅における 共同して利用する部分の規模及び構造設備の運用指針

共同省令第 8 条及び第 9 条の規定に係る運用指針は以下のとおりとする。

1 共同省令第 8 条（規模関係）について

共同省令第 8 条に規定する「居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分が高齢者が共同して利用するための十分な面積を有する場合」とは、次の要件を満たすものをいう。

ア 居間、食堂、台所等の共同利用部分の面積の合計が、各住居専用部分の床面積と 25 m² の差の合計を上回っていること。ただし、共同利用部分とは、入居者が居住のために必要な時間に自由に使用できる部分とし、ホール、共用階段、共用廊下、エレベーター等は含まない。

2 共同省令第 9 条（構造及び設備関係）について

共同省令第 9 条に規定する「共用部分に共同して利用するための適切な台所、収納設備又は浴室を備えることにより、各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合」とは、次の要件を満たすものをいう。

ア 台所

- (1) 対象住戸と同一階にあること。ただし、エレベーターで連絡されている複数の階は同一階とみなす。
- (2) 対象住戸の規模及び戸数に応じた適切なものであること。ただし、「共同利用の場合」にあっては、一あれば足りる。

イ 収納設備

- (1) 対象住戸と同一階にあること。ただし、エレベーターで連絡されている複数の階は同一階とみなす。
- (2) 対象住戸の規模及び戸数に応じた適切なものであること。

ウ 浴室

- (1) 対象住戸と同一階にあること。ただし、エレベーターで連絡されている複数の階は同一階とみなす。
- (2) 浴室には浴槽を備え、対象住戸の規模及び戸数に応じた適切なものとし、対象住戸に居住する高齢者の 1 割以上が同時に利用できること。

※共同浴室とする場合は、浴槽や洗い場等の規模が上記条件を満たすよう配慮すること。